

弁理士 本多 章悟

平成30年（行ケ）第10010号 審決取消請求事件

平成30年5月30日判決言渡

判決 請求棄却

意匠出願 意願2016-11107（平成28年5月25日）

意匠に係る物品「中空鋼管材におけるボルト被套管具」

拒絶査定不服審判請求 平成29年6月14日

不服2017-8670号

拒絶審決 平成29年12月4日

拒絶の理由 意匠法第3条2項

引用文献

実開昭54-32025号公報 甲1第2図 引用意匠1

実開昭61-78926号公報 甲2第3図及び第6図 引用意匠2

審決の理由

本願意匠は、引用意匠1、引用意匠2にみられる公然知られた形状に基づいて当業者が容易に創作できたものであり、意匠法3条2項に該当する。

争点

原告の主張

創作容易性判断の誤り（「取消事由」）

（1）創作容易性の判断について

引用意匠1は、ボルトカバーの意匠であり、引用意匠2は、支持材の意匠であって、引用例2の図1によれば上下段の野地材15、15の連結部材5に連結して使用されるものであるから、本願意匠とは**存在目的が全く異なる**ものであり、これら2つの意匠から、建築用鋼管材の連結のために使用するボルトの取付けを確実にするために、鋼管材内部に取り付けたボルト頭部の上方部分を被套するようにしておくための部品である本願意匠を容易に創作できるとはいえない。

（2）意匠法3条2項の「公然知られた」について

意匠法3条2項は、出願前に「日本国内又は外国において**公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて**」当業者が容易に意匠の創作をすることができたときは、意匠登録をすることができないと規定しているものであり、「**日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合**」とは、**その形態自体が不特定多数の者にとって現実に知られている状態にあること**をいうのであり、**単に知られ得る状態にあるだけでは成立しないこと**である以上、**その形態を記載した頒布刊行物がたとえ公然知られた状態にあったものであるとしても、その大冊な公報の内部の1頁に記載されている一図面を、特定の形態自体が公然知られたものとなつたと断定することはできない。**

引用意匠が記載されている公開実用新案公報が、実際に一般第三者によって閲覧されたという**具体的事実の証明がなされない限り、「公然知られた」ことを要件とする意匠法3条2項は適用される**

べきではない。

「裁判所の判断」

(1) 創作容易性の判断について

意匠法3条2項は、物品との関係を離れた抽象的なモチーフを基準として、当業者が容易に創作することができた意匠か否かを問題とするものである。

引用意匠1はボルトカバーの意匠であり、引用意匠2は建築用の支持材の意匠であって「**同じ建築部材の範ちゆう**」に属するものである。上記の範ちゆうの分野における当業者にとって、引用意匠と本願意匠の存在目的が異なることをもって、容易創作性が否定されると解すべき理由はない。

(2) 引用意匠1及び引用意匠2の公知性について

ア 意匠法3条2項は、公然知られた形状等に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、意匠登録を受けることができない旨を規定しており、「公然知られた」というためには、意匠登録出願前に、日本国内又は外国において、現実に不特定又は多数の者に知られたという事実が必要であると解すべきである。

イ 引用意匠1は、昭和54年に公開された公開実用新案公報に記載された意匠であり、引用意匠2は、昭和61年に公開された公開実用新案公報に記載された意匠であって、**引用意匠1の記載された公報は、本願意匠の登録出願時までには37年が、引用意匠2の記載された公報は、同じく30年が、それぞれ経過している。**さらに、特許庁による「特許電子図書館」や、独立行政法人工業所有権情報・研修館による「特許情報プラットフォーム（J-P l a t P a t）」により、明治以降発行された1億件を超える公報類や諸外国で発行された公報を蓄積し、文献番号、各種分類、キーワード等による検索が可能である。

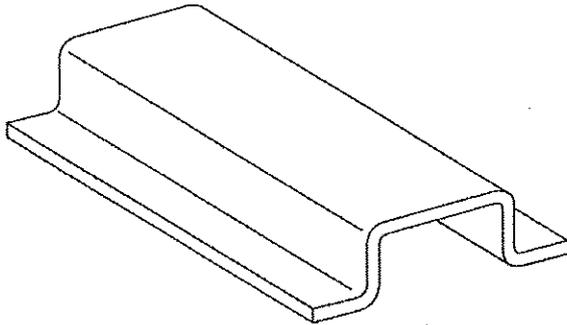
「公報内の具体的な図面が知られていることや、引用図面が記載された公報が実際に第三者によって閲覧されたことの証明」までなくても、本件において、引用意匠1及び引用意匠2の記載された公報が、いずれも現実に不特定多数の者の閲覧に供され、これら公報に記載された引用意匠1及び引用意匠2に係る形状が公然知られたものとなっていた事実を推認できる。

エ 以上のとおり、原告の主張はいずれも採用できない。

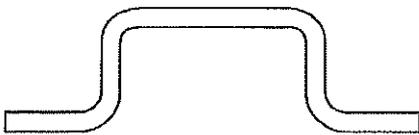
今後、J-P l a t P a tでの検索に関して、引用意匠へのアクセス数をカウントすることにより、どの程度の検索者により、引用意匠が検索されたかを知ることができると思われるが、どの程度のカウント数をもって「**不特定又は多数の者**」とするかの線引きが問題となるように思われる。

別紙1 本願意匠図面

【斜視図】



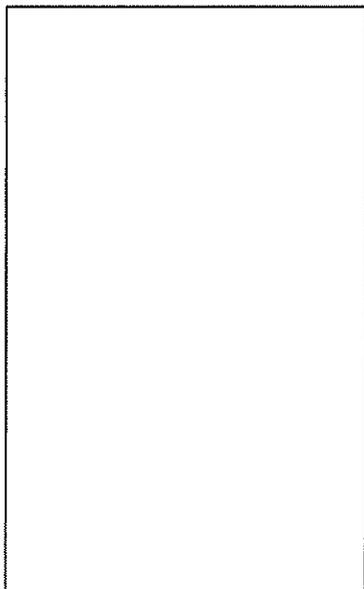
【正面図】



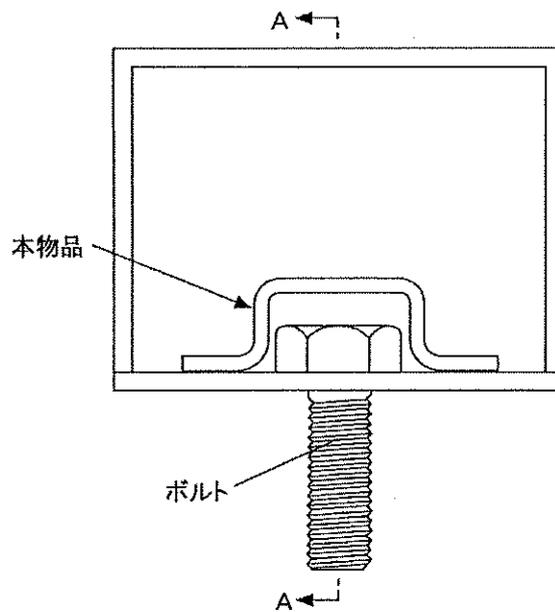
【右側面図】



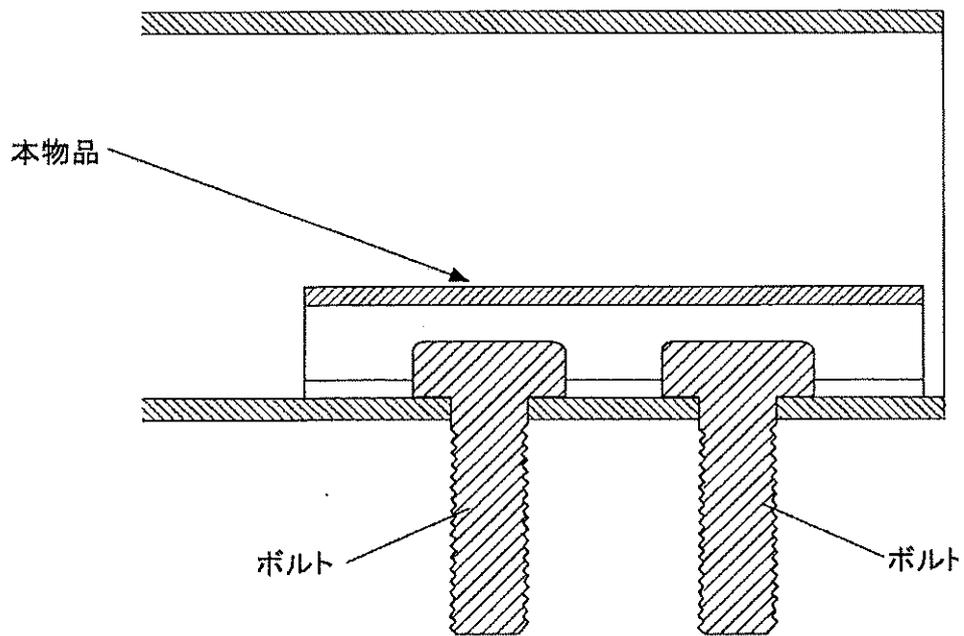
【平面図】



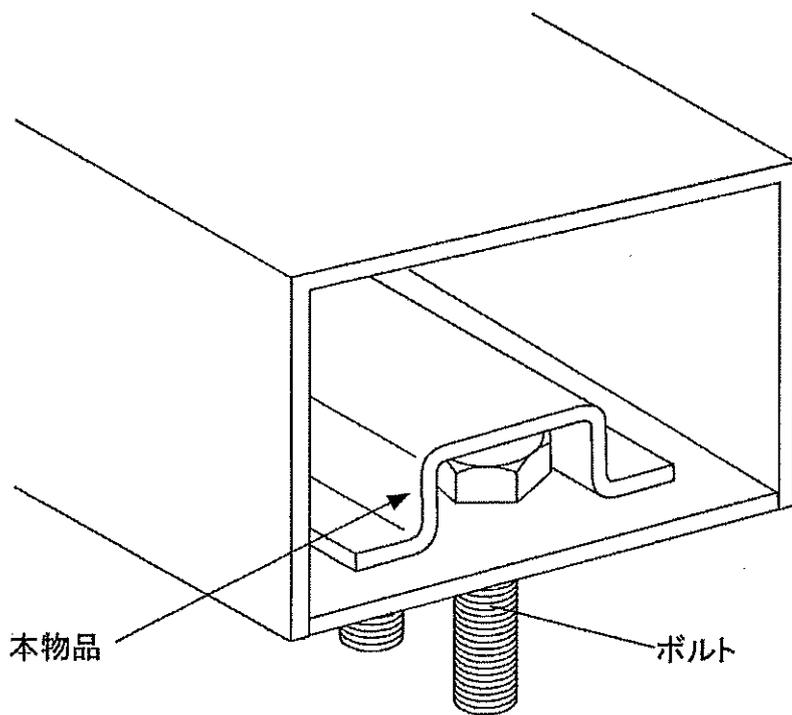
【使用状態を示す参考正面図】



【A-A線参考断面図】

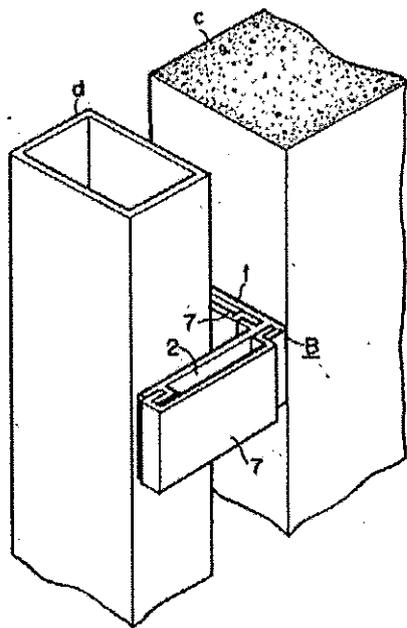


【使用状態を示す参考斜視図】



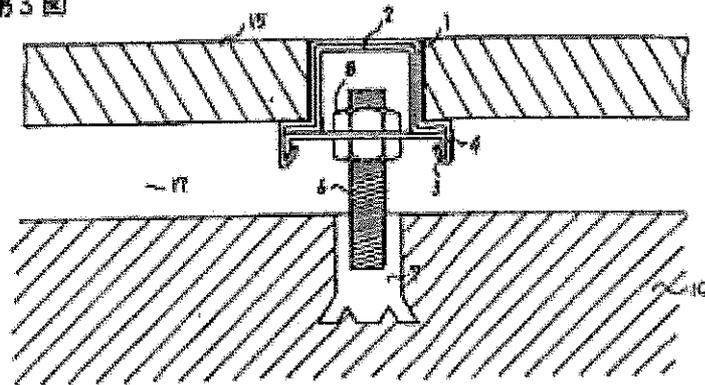
別紙2 引用意匠1図面

第2図



別紙3 引用意匠2図面

第3圖



第6圖

